地縁団体設立までの流れ

地縁団体の設立を予定されている町内会等は、町内会等で話し合いの後、事前に市民協働課または各支所の地域振興課までご相談ください。

申請相談・規約作成

↓

町内会総会

役員会、班長会議等での決定では申請できません。

↓

議　　決

・規約の決定
・構成員の確定
・代表者の決定
・資産の確定

※規約の要件
（１）目的
（２）名称
（３）区域
（４）主たる事務所の所在地
（５）構成員の資格に関する事項
（６）代表者に関する事項
（７）会議に関する事項
（８）資産に関する事項

↓

認可申請

・認可申請書
・規約
・総会で議決したことを証する書類(議事録)
・構成員の名簿
・保有資産目録（保有予定資産目録）
・　地域的な共同活動を行っていることを記載した書類（事業計画書等）
・申請者が代表者であることを証する書類（就任承諾書）

↓

認　　可

↓

告　　示

・告示後、**団体名で不動産の登記**ができます。
（認可地縁団体証明書の添付が必要です。）
・団体（法人）の登記は必要ありません。
・必要に応じ「団体の印鑑登録」の申請ができます。
（代表者の印鑑証明、実印が必要です。）
・法人として**原則課税されませんが、収益事業がある場合はそれに対して課税されます。**

↓

地縁団体設立！！